

化学物質審議会各部会の活動状況について

平成25年10月30日

I. 審査部会

1. 審議事項（部会の改編に伴い平成25年7月に変更）

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・第一種特定化学物質の指定
- ・監視化学物質の指定
- ・新規化学物質の判定

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）関係

- ・第一種指定化学物質の指定
- ・第二種指定化学物質の指定

2. 委員構成（平成25年10月現在）

部会長	林 真	公益財団法人食品農医薬品安全性評価センター理事長
	内田 直行	日本大学生物資源科学部教授
	大嶋 雄治	九州大学農学研究院資源生物科学部門教授
	北野 大	淑徳大学総合福祉学部教授
	竹下 達也	和歌山県立医科大学医学部教授
	小林 剛	横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授
	竹内 和彦	独立行政法人産業技術総合研究所ナノシステム研究部門
	田中 明人	兵庫医療大学薬学部教授
	吉田 緑	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部室長

3. 開催状況

平成24年度：4月27日、5月25日、6月22日、7月27日、9月14日、
10月12日、11月16日、12月21日、1月18日、3月
22日

平成25年度：4月26日、5月24日、6月28日、7月19日、9月13日
（書面審議）、9月27日、10月25日

（注）原則として、厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全
対策部会化学物質調査会及び環境省中央環境審議会環境保健部会化学物質審

査小委員会との3省合同会合として開催している。

4. 審議結果

(1) 新規化学物質の判定についての審議

		24年度	25年度 (9月まで)
審議件数		702	286
判定結果	第4条第一項第1号	0	0
	〃 第2号	47	15
	〃 第3号	4	4
	〃 第4号	59 (注)	27
	〃 第5号	344	112
	〃 第6号	0	0
	第5条第一項 (低生産)	248	128

(注) うち1件は優先評価化学物質相当と判定

(2) 既存化学物質の安全性に関する審議

平成24年度には、既存化学物質42物質について安全性を審議した。その結果、26物質は難分解、7物質は良分解、5物質は難分解であり高濃縮性ではない、4物質は高濃縮性ではないと判定された。また、分解性未判定物質の分解性について、類似化学物質との分解性の比較により106物質について良分解と判定された。

平成25年度には、既存化学物質2物質について安全性を審議した。その結果、1物質は難分解、1物質は難分解であり高濃縮性ではないと判定された。また、分解性未判定物質の分解性について、類似化学物質との分解性の比較により9物質について良分解と判定された。

(3) 第一種特定化学物質の指定に関する審議

平成25年6月28日に開催した本部会において、ストックホルム条約に基づき国際的に製造・使用を原則禁止(廃絶)とすることが決定されたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)の有害性について審議し、第一種特定化学物質に指定すべきとの結論を得た。

5. 今後の予定

毎年10回の開催を予定している。

Ⅱ. 審査部会 G L P 小委員会（平成 2 5 年 9 月に廃止）

1. 委員構成

小委員長	内田 直行	日本大学生物資源科学部教授
	大嶋 雄治	九州大学農学研究院資源生物科学部門教授
	亀屋 隆志	横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授
	田中 明人	兵庫医療大学薬学部教授

2. 開催状況

平成 2 4 年度：9 月 2 1 日※（書面審議）、1 2 月 2 0 日※（書面審議）

※審議資料送付日

3. 審議結果

平成 2 4 年度においては、分解性・蓄積性についての G L P 適合施設として確認時期の到来した 3 施設及び変更による 1 施設の査察の結果について審議し、G L P 基準に適合している旨の確認を行った。なお、化審法に係る生分解性試験及び濃縮度試験の G L P については、平成 2 5 年 5 月に 1 施設が廃止し、その結果、現在 8 施設が G L P 適合施設として確認されている。（参考）

Ⅲ. 安全対策部会

1. 審議事項（平成25年7月に部会の改編に伴い変更）

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

- ・ 第一種特定化学物質使用製品の指定
- ・ 第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
- ・ 第二種特定化学物質の指定
- ・ 第二種特定化学物質使用製品の指定
- ・ 第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
- ・ 監視化学物質及び優先評価化学物質の有害性調査の指示
- ・ 優先評価化学物質の指定

2. 委員構成（平成25年10月現在）

部会長	林 真	公益財団法人食品農医薬品安全性評価センター理事長
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事・環境委員長
	亀屋 隆志	横浜国立大学大学院環境情報研究員准教授
	北野 大	淑徳大学総合福祉学部教授
	庄野 文章	社団法人日本化学工業協会常務
	恒見 清孝	独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門物質循環排出・解析グループ 研究グループ長
	東海 明宏	大阪大学大学院工学研究科教授
	原田 房枝	日本石鹼洗剤工業会環境安全専門委員会委員
	吉田 緑	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部室長

3. 開催状況

平成24年度：開催なし。

平成25年度：7月19日（第1回及び第2回）、10月4日（第3回）。

4. 審議結果

（1）優先評価化学物質の指定（一般化学物質のスクリーニング評価）

平成25年7月19日に行われた本部会において、一般化学物質のスクリーニング評価等について審議を行い、40物質が優先評価化学物質相当と判定された。

表 スクリーニング評価の結果

	人健康	生態
評価対象物質（製造輸入数量が 10t 超）	7819 物質	7819 物質
平成 23 年度実績用途別出荷量に基づく暴露クラス		
暴露クラス 1	14 物質	11 物質
暴露クラス 2	67 物質	48 物質
暴露クラス 3	322 物質	220 物質
暴露クラス 4	744 物質	551 物質
暴露クラス 1～4 の小計	1147 物質	830 物質
暴露クラス 5	1336 物質	988 物質
暴露クラス外	5336 物質	6001 物質
暴露クラス 5、外の小計	6672 物質	6989 物質
評価対象物質のうち今回までに有害性クラスを付与している物質数		
	128 物質	117 物質
優先評価化学物質相当と判定された物質数		
	17 物質	23 物質

(2) 新たに第一種特定化学物質に指定される化学物質についての具体的な規制措置

平成 25 年 10 月 4 日に行われた本部会において、審査部会で第一種特定化学物質に指定すべきとされたエンドスルファン及び HBCD に係る具体的な規制措置について審議を行い、以下の結論を得た。

ア) エンドスルファン

- ・ 適用除外を設けずに製造・輸入及び使用を禁止することが適当
- ・ 農薬以外に使用された例は確認されておらず、輸入禁止とするべき製品はない。また、製品の回収等を命令する必要性はない。

イ) HBCD

- ・ 適用除外を設けずに製造・輸入及び使用を禁止する措置を 26 年 4 月以降に導入することが適当である。
- ・ HBCD が使用されている製品のうち、(1) 繊維用難燃処理薬剤、(2) 難燃性 EPS 用ビーズ及び(3) 防災生地・防災カーテンについては、今後とも輸入される可能性があり、それによって環境汚染が生じるおそれがあるといえ、繊維用難燃処理薬剤、難燃性 EPS 用ビーズ及び防災生地・防災カーテンを政令により指定し、第一種特定化学物質が使用されている場合は輸入を禁止する措置を講ずることが適当である。
- ・ なお、HBCD が使用されている製品の輸入の状況については、今後とも実態把握に努め、環境汚染を生じるおそれがある製品が確認された場合に

は、輸入禁止製品に追加するなどの措置を速やかに検討すべき。

- ・現時点で得られている情報からは、環境汚染の進行を防止するために製品の回収等の追加措置を講ずる必要性は認められないと考えられる。ただし、今後とも継続してHBCDの環境モニタリングを実施し、状況に応じて、必要な措置を講ずる必要がある。
- ・また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のHBCDやそれらが使用されている製品については、廃棄等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

5. 今後の予定

優先評価化学物質の判定・評価に係る審議などで、年に1～3回程度の開催を予定している。